

特別委員（農産物）名簿

中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
栗原 眞	農林水産省生産局農業環境対策課農業環境情報分析官
加藤 浩生	全国農業協同組合連合会 千葉県本部 営農販売企画部 部長
下山 久信	公益社団法人 日本農業法人協会
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 農産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕

特別委員（畜産物）名簿

佐藤 衆介	帝京科学大学生命環境学部アニマルサイエンス学科 教授
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
藁田 純	農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
南波 利昭	公益社団法人 中央畜産会 副会長
八木 淳公	公益社団法人 畜産技術協会 緬山羊振興部長
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 畜産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕

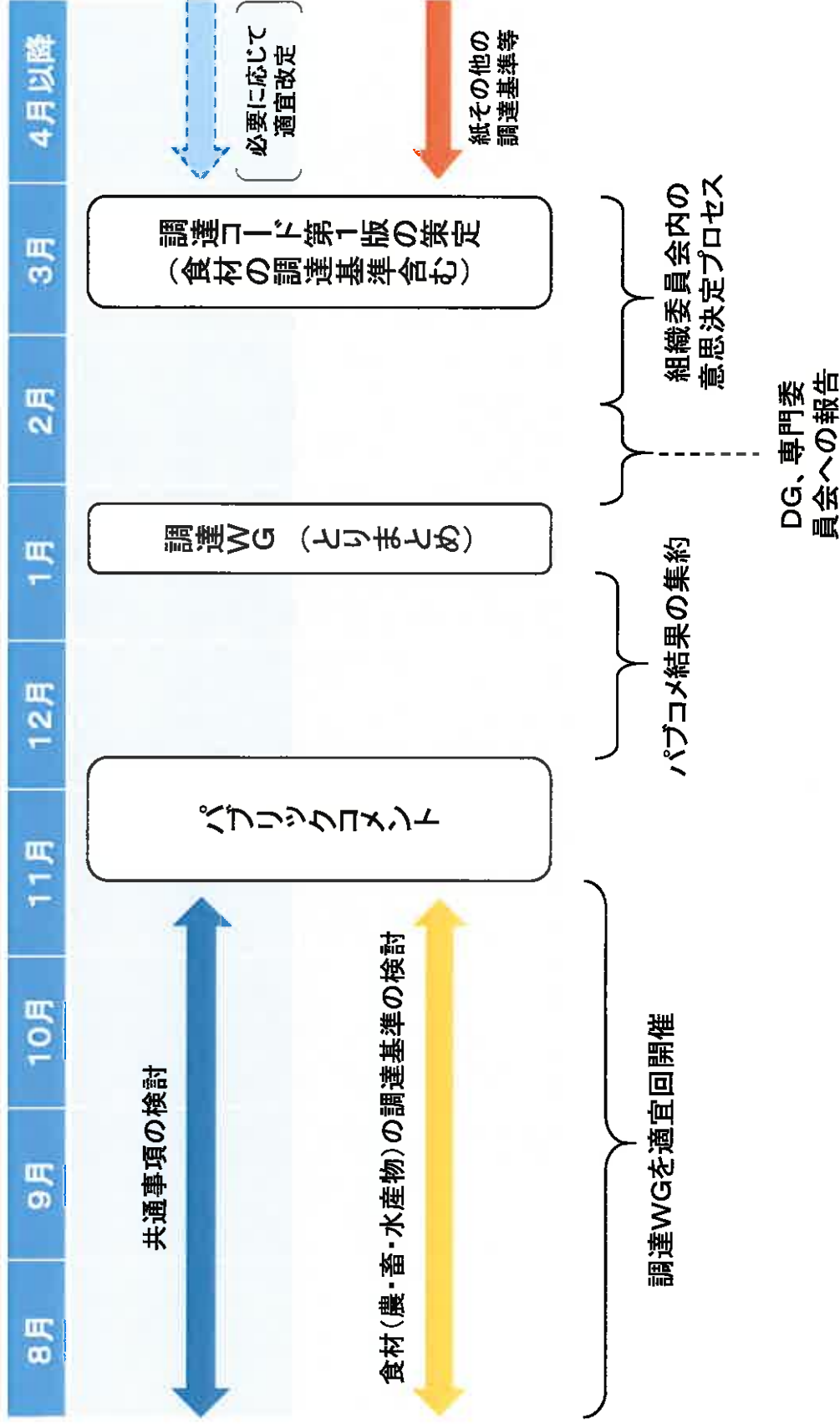
特別委員（水産物）名簿

大関 芳沖	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 審議役
中 裕伸	水産庁漁政部企画課長
重 義行	一般社団法人 大日本水産会 専務理事
大森 敏弘	全国漁業協同組合連合会 常務理事
佐々木 康弘	全国水産加工業協同組合連合会 参事
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進部長
河野 康子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 事務局長
鈴木 志保子	公益社団法人 日本栄養士会 理事（スポーツ栄養分野担当）

〔 水産物の調達基準の検討において参加する委員。 〕

「持続可能性に配慮した調達コード」の検討スケジュールについて(案)

資料2



※上記スケジュールは目安であり、検討の状況に応じて変更する可能性がある。

「持続可能性に配慮した調達コード」(検討中)の概要について

- 組織委員会は、持続可能性に関する取組の一つとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定・運用することとしており、2016年1月に「基本原則」を公表。
- 調達コードにおいては、持続可能性の観点から全ての物品・サービス等に共通して適用する基準や運用方法を定めるとともに、必要に応じて物品別の個別基準等を設定することを検討。

主な項目	内容
適用範囲	組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス製品
調達における持続可能性の原則	<p>組織委員会は、大会に必要な物品・サービスの調達に当たり、以下の4点を重視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① どのようなように供給されているのか ② どこから採り、何を使っているのか ③ サプライチェーンへの働きかけ ④ 資源の有効活用
共通事項	<p>組織委員会が調達する物品・サービス等に関して、以下の事項をサプライヤー、ライセンシー、それらのサプライチェーンに求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜全般＞ 法令遵守 ＜環境＞ 省エネ、3Rの推進 等 ＜人権＞ 差別・ハラスメントの禁止 等 ＜労働＞ 児童労働の禁止 等 ＜経済＞ 地域経済の活性化、公正な取引慣行 等
担保方法	(調達コードの実効性を確保するための、遵守状況の確認の仕組み等)
苦情処理システム	(調達コードの不遵守に関する苦情等を処理する仕組み等)
物品別の個別基準等	<p>重要な物品・サービス等やその原材料等については個別に調達基準や確認の実施方法等を設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ＜対象＞ 木材、農産物、畜産物、水産物 等

JGAP認証農場の7～9月生産量推計

日本GAP協会が行ったJGAP認証農場への聞き取り調査(2016年3月)により、オリンピック・パラリンピックの開催時期(7～9月)における、JGAP認証農場の生産量を次のように推計。

じゃがいも	3,100
だいこん	1,900
たまねぎ	600
キャベツ	3,300
白菜	400
にんじん	400
ほうれんそう	50
トマト	1,400
きゅうり	70
かぼちや	1,400
レタス	10,500

りんご	200
なし	2,600
ぶどう	90
もも	50
メロン	100
米(玄米)	49,000
茶(荒茶)	11,000

(注1)単位はトン。
 (注2)貯蔵性を考慮して、じゃがいも、米、茶については年間の、たまねぎについては半年の生産量とした。

GLOBAL G.A.P 協議会からの回答

(質問)

「グローバル GAP の GFSI 承認をとっている品目はどれで、承認をとっていない品目はどれかを教えてほしい」

(回答)

「グローバル GAP における AF/CB/FV 即ち果樹野菜、AF/AB 即ち水産養殖が承認されています。世界統計によれば、食中毒事故のおよそ 33% は生食するもの、即ち果物や野菜における病原微生物の交差汚染だと言われています。食品安全の世界標準化を求める GFSI としては、果樹野菜の世界標準であるグローバル GAP を包含しないことには、食中毒のリスクは軽減できないと考えている訳です。

そうすると、それ以外は承認されていないということになりますが、果樹野菜が承認されているということは、そのモジュールに含まれる AF/CB & AB、つまり農場全体に関する管理項目、耕種作物ベース及び水産養殖に関する管理項目も承認されていることを意味しています。」

(背景)

上記のお答えは少し分かりにくいのですが、松本理事の説明資料 8/10 の上の図をご覧ください。グローバル GAP の管理項目は階層構造になっており、AF(農場全体)は耕種作物/水産養殖/畜産認証の全体に関係する管理項目であり、CB は果樹野菜/コンバイン作物/茶/花卉/繁殖用苗の全体に関係する管理項目です。

また、例えば畜産認証においては、屠畜・解体調整時の衛生管理も当然重要となってくる為、基本的に農場の管理である GAP だけではなく、処理場における HACCP 認証をどう担保するのかという議論が必要です。ここに松本理事のスライド 5/10 の下の図にあるように、GFSI 承認規格で安全性を同じレベルで「繋ぐ」という考え方が生まれてきます。この部分が、FSSC22000 認証であったり SQF、BRC 認証であったりする訳です。

また当日の議論の中では尽くされなかったように松本理事から伺っていますが、GFSI は食品安全基準を世界規模で共通化し、数多くの基準を収れん・調和させる取り組みであることは疑いありませんが、必ずしも持続可能性の取り組みという訳ではありません。例えばロンドンオリンピックで取引基準として挙げられた「フェアトレード」や「レインフォレストアライアンス」などは、持続可能な農業や社会を目指していますが、GFSI の承認規格ではありません。一方、英国産農産物の基準とされたレッドトラクター認証は、ロンドンオリンピックの当時グローバル GAP と完全な同等性がありました。実際、英国でどれだけの農産物が自給できるか考えれば、レッドトラクター認証による国産農産物だけで済んだ訳ではありません。

これに関しまして、松本理事の説明資料 5/10 の上の図をご覧ください。グローバル GAP は GFSI ガイダンスを超える部分があり、それが持続可能性に関する管理点だということです。

つまり東京大会のフードプランとしてオリンピックレガシーを引き継ぐのであれば、GFSI のガイダンスと同様の管理基準であるだけでなく、同ガイダンスに承認された規格であることは最低条件ですが、持続可能性はさらにその上にある条件ということです。

ちなみに、グローバル GAP 認証が難しいとか日本に適していないとのご指摘があるようですが、以下の URL から青森県立五所川原農林高校の取組み(2016 年 GAP Award 受賞決定)をご覧ください。不適切な理解であるということが分かります。

<http://www.japan-globalgap.com/グローバルギャップ大賞 2016-globalg-a-p-award-2016/>

<http://www.japan-globalgap.com/青森県立五所川原農林高等学校/>

第 7 回東京オリパラ委員会持続可能な調達 WG (8/31) における議論についての意見

2018/0902

(一社) 大日本水産会

重 義行

本 WG の目的はオリパラにおける食料調達を円滑かつ確実にを行うために、食糧調達基準の必要な項目は何か。そしてそれを満足するものは公的制度やラベル、民間の基準等どのようなものがあるかを整理して、ガイドラインを明確にすることにあると思慮。それを踏まえ第 7 回 WG の議論に関して以下の提案をしたいと思いますのでご検討願いたい。

1 環境ラベルの比較表を作つてはという意見があつたが作成するに際しては WG の趣旨に照らして分かり易いものとするために、調達の基準を念頭に置いた実質的な項目に絞つたものにすべきである。

2 さらに調達は環境ラベルのみでなく、里山、里海といった我が国の地域の単位で漁業者が行っている資源管理や環境保全の活動を担保する公的制度や民間基準などにも広く関わることから、検討のための比較表については環境ラベルだけでなくこれらも包含したものにすることも一案と考える。(我々が外国からのお客様に対して提供すべき和食の水産食材はロンドンやリオで提供された冷凍の少数品目の水産物とは異なり、主として我が国の周辺水域の鮮度の良い多品種の生鮮水産物となるが、環境ラベルだけの調達力ではこれらの魚種をカバーしきれないことから環境ラベルだけの議論では不十分と考える。)

3 また ASC も紹介すべきとの意見もあつたが多様性と調和、世界の祭典というキーワードからも分かる通り、エコラベルについても特定のものに限定することは好ましくなく、世界にはアイスランドやアラスカ等にも FAO のガイドラインに基づいて設立されたエコラベルがいくつもあるので輸入の観点も踏まえ、必要があればこれらのエコラベルも紹介の対象にすべき。(東京にはアラスカシーフードの事務局もある。)ただし、日程がタイトということであればこれらについてはパンフレットの追加資料配布でもよいと考える。

本資料は検討段階であり、確定したものではない。

2016.09.08ver

資料 4

持続可能性に配慮した調達コード（素案）

構成（目次）

1. 趣旨
2. 適用範囲
3. 調達における持続可能性の原則
4. 持続可能性に関する基準
5. 担保方法
6. 苦情処理システム
7. 物品別の個別基準等
8. その他

別添1：用語

別添〇：物品別の調達基準等

1. 趣旨

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「組織委員会」という。）は、東京2020大会において、「環境」、「社会」及び「経済」の側面を含む幅広い持続可能性に関する取組を推進していくこととしている。

その中で、組織委員会は、大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、経済合理性のみならず、公平・公正性等に配慮して、大会開催のために真に必要な物品やサービスを調達していくと共に、持続可能性を十分に考慮した調達を行うことを通じて、その社会的責任を果たしていくことが重要であると考えている。

この「持続可能性に配慮した調達コード」においては、持続可能性に関わる各分野の国際的な合意や行動規範（「持続可能な開発目標」、「パリ協定」、「世界人権宣言」、「ILO 中核的労働基準」、「国連グローバル・コンパクト」、「OECD 多国籍企業行動指針」「国連ビジネスと人権に関する指導原則」など）も参考に、法令遵守を始め、地球温暖化や資源の枯渇などの環境問題や人権・労働問題の解消、地域経済の活性化や公正な事業慣行の推進等への貢献を考慮に入れた調達を実現するための基準や運用方法等を定める。

2. 適用範囲

本調達コードは、組織委員会が調達する全ての物品・サービス及びライセンス製品（以下、「物品・サービス等」という。）を対象とする。

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、調達コードが遵守された物品・サービス等の提供を求める。また、組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーに対し、それらのサプライチェーンが調達コードを遵守するよう求める。

3. 調達における持続可能性の原則

組織委員会は、持続可能な大会運営を実現するため、次の4つの原則に基づいて持続可能性に配慮した調達を行っていく。

< 4つの原則 >

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) どのように供給されているのかを重視する(2) どこから採り、何を使って作られているのかを重視する(3) サプライチェーンへの働きかけを重視する(4) 資源の有効活用を重視する |
|--|

また、組織委員会は、調達物品等が、選手、大会スタッフ、観客など全ての関係者にとって、安全かつ衛生的であり、また、関係者の宗教的・文化的多様性に十分配慮されたものとなるよう留意する。

4. 持続可能性に関する基準

4つの原則を踏まえ、調達する全ての物品・サービス等に関してサプライヤー等に求めることを、持続可能性に関する基準として以下のとおり定める。

(1) 全般

①法令遵守

調達物品等の製造・流通等において、サプライヤー等は、各国現地法への対応を含め、関係する法令等を遵守しなければならない。

(2) 環境

現在、日本国内では環境に関する法令や各種方針・ガイドライン等の整備が進んでいることから、組織委員会の調達においても、原則として、環境負荷低減のために国や東京都が策定する方針等（国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」や東京都の「東京都グリーン購入推進方針」等）に定める水準を満たす物品・サービスを求めることとする。

その上で、個別の物品やサービスの環境性能等については、「持続可能性に配慮した運営計画」において定める目標等を踏まえて指定することとする。

また、物品・サービスそのものの性能についてだけでなく、その製造・流通等においても、環境負荷を低減するための配慮がなされるべきである。

①省エネルギー

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における消費エネルギーの低減に努めなければならない。その例として、低炭素型原材料の使用、省エネルギー効果の高い設備・物流の導入や建物の断熱化、エネルギー管理システムの導入等が挙げられる。

②低炭素・脱炭素エネルギーの利用

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等に関して、CO₂ 排出係数の低いエネルギーの使用に努めなければならない。その例として、再生可能エネルギーや天然ガスなど CO₂ 排出のより少ない燃料等に由来する電気や熱を使用することが挙げられる。

③その他の方法による温室効果ガスの削減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における温室効果ガスの発生低減に努めなければならない。その例として、ノンフロン・低 GWP（地球温暖化係数）冷媒への代替、オフセット・スキームの活用等が挙げられる。

④資源保全に配慮した原材料の採取

サプライヤー等は、調達物品等に関して、森林・海洋などからの資源を使用する場合には、資源の保全に配慮した適切な採取・栽培による原材料の使用に努めなければならない。

⑤生物多様性の保全

サプライヤー等は、原材料の採取・栽培時において希少な動植物の保全等による生態系への負荷の低減に努めなければならない。

サプライヤー等は、調達物品等に関して、再生産が担保されない絶滅危惧種の動植物に由来する原材料を使用してはならない。

⑥容器包装等の低減

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、製品自体の容器包装や、製品を詰める箱、輸送用パレットなどの梱包・輸送資材の最小化に努めなければならない。また、再使用・再生利用しやすい容器包装及び梱包・輸送資材の使用に努めなければならない。

⑦ 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

サプライヤー等は、調達物品等に関して、汎用品の活用や分離・分解の容易な構造等により大会後の再使用・再生利用しやすい製品とすることに努めなければならない。

サプライヤー等は、再生資源を含む原材料の利用、廃棄物の発生抑制や再使用・再生利用、再使用・再生利用ができない場合はエネルギー回収などの方法で資源の有効な利用に努めなければならない。

⑧ 汚染防止・化学物質管理

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、大気・水質・土壌等の汚染や人間の健康への悪影響を回避するため、防塵や排水処理の強化、化学物質（製品に含有するものを含む）の適切な使用等に努めなければならない。

（3）人権

組織委は、「このオリンピック憲章の定める権利および自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」というオリンピック憲章の理念を強く支持する。また、ダイバーシティ（多様性）とインクルージョン（包摂）の観点を重視する。

① 国際的人権規準の遵守

サプライヤー等は、調達物品等に関して、人権に係る国際的な規準（特に世界人権宣言、人種差別撤廃条約、自由権規約、社会権規約、拷問等禁止条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約、強制失踪条約）を遵守しなければならない。

② 差別・ハラスメントの禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、人種・国籍・宗教・性的指向・障がいの有無等によるいかなる差別やハラスメントも排除しなければならない。また、差別等を通報した者等に対する報復行為を行ってはならない。

③ 地域住民等の権利侵害の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、不法な立ち退きの強制や住民・

労働者への暴力行為、人身取引等を行ってはならない。

④女性の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために働く女性のエンパワメント及びリプロダクティブヘルス・ライツに配慮し、女性人材の登用や育児休暇の整備等に努めなければならない。

⑤障がい者の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、障がい者の雇用促進や職場環境のバリアフリー化、障がい者授産製品の使用等により、障がい者の経済的・社会的活動への参加促進に努めなければならない。

⑥社会的少数者（マイノリティ）の権利尊重

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、民族的・文化的少数者、性的少数者（LGBT等）、子ども、移住労働者といったマイノリティの人々が、平等な経済的・社会的権利を享受できるような取組に努めなければならない。

⑦プライバシーの保護

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、個人情報を扱う場合は、法律に基づき適切に取得・利用・管理しなければならない。

（４）労働

組織委は、労働に関する国際的な規準（特にILOの中核的条約）を重視する。

①結社の自由、団体交渉権

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において雇用する労働者に対して、組合結成の自由及び団体交渉の権利といった労働者の基本権を確保しなければならない。

②強制労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の強制労働も行ってはならない。

③児童労働の撤廃

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、いかなる形態の児童労働も行ってはならない。

④雇用及び職業における差別の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において雇用する労働者について、国籍・信条・社会的身分・性別等による雇用や待遇の面での差別をしてはならない。

⑤長時間労働の禁止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、違法な長時間労働を行ってはならない。

⑥生活賃金

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において雇用する労働者に対して、法令で定める最低賃金を支払わなければならない。

サプライヤー等は、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金の支払いに努めなければならない。

⑦外国人労働者

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等のために日本で働く外国人労働者（技能実習生を含む。）に対して、賃金の不払いや違法な長時間労働などの不当な労働管理を行ってはならない。また、法令や行政指導等に基づき、労働条件の書面による交付を行わなければならない。このほか、苦情・相談体制の整備に努めなければならない。

⑧職場の安全・衛生

サプライヤー等は、安全衛生に関する法令等に基づき、メンタルヘルスケアを含め、調達物品等の製造・流通等において雇用する労働者にとって身体的・精神的に安全で健全な労働環境・条件を整えなければならない。

（5）経済

持続可能性は環境、社会、経済という3本柱で構成されるものであり、経済活動・事業活動においてもこの3つが調和することが期待されている。特に、日本経済の基盤を形成する中小事業者も含めて、大会に関連する調達に積極的に取り組むことは、新たな市場の開拓や専門技術の向上等を通じて日本経済の持続的成長に貢献する。東日本大震災等の被災地の復興への配慮も必要である。また、近年、事業活動の公正さに対する社会的な関心が高まっている。このため、組織委は、地域経済や公正な事業慣行に関する取組についても重視する。

①地域経済の活性化

東京大会が求める持続可能性に配慮した調達への参加は、日本の地域・中小事業者が国際的な競争力を高め、地域の持続的な発展を図っていく上での有益な経験となる。そのため、組織委は、東京都による「ビジネスチャンス・ナビ2020」の取組等とも連携して、日本国内の事業者による持続可能な調達への取組を後押しする。

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等における下請事業の発注や原材料の調達等に関して、環境面や社会面にも配慮した日本国内の中小企業・農林水産事業者の事業機会の創出や国産品の利用への配慮に努めなければならない。

②腐敗の防止

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、贈収賄等の腐敗行為を行ってはならない。

③公正な取引慣行

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、独占禁止法や下請法を遵守し、ダンピング、買いたたき、談合等の不公正・反競争的な取引を行ってはならない。

④紛争や犯罪への関与のない原材料の使用

サプライヤー等は、調達物品等の原材料について、武装勢力や犯罪組織の資金源となるなど、紛争や犯罪に関与するものを使用してはならない。

⑤知的財産権の保護

サプライヤー等は、調達物品等に関する第三者の知的財産権（特許権、著作権、意匠権等）を侵害してはならない。

⑥責任あるマーケティング

サプライヤー等は、調達物品等のマーケティングにおいて、不当表示や差別的または誤解を与える広告の回避、子どもに悪影響のある広告の制限など、消費者や社会への配慮に努めなければならない。

⑦情報セキュリティの強化

サプライヤー等は、調達物品等の製造・流通等において、情報アクセスの管理強化や漏洩防止体制の確立など、情報セキュリティのための対策に努めなければならない。

サプライヤー等は、大会に関する業務上で知り得た機密事項については、管理を徹底しなければならない。

5. 担保方法

(1) 調達コードの理解

サプライヤー又はライセンシーになることを希望する事業者は、組織委員会が別途作成する解説等を参照・活用するなどして、調達コードの内容の理解に努めなければならない。

(2) コミットメント

サプライヤー又はライセンシーになることを希望する事業者は、調達コードの遵守に向けて取り組むことを誓約（コミット）しなければならない。また、組織委員会の求めがある場合、自社における調達コードに関する取組状況（取り組むことを予定しているものを含む。）について説明しなければならない。

(3) 伝達

サプライヤー及びライセンシーは、調達コードの内容を自社内の関係する労働者に伝達するための適切な措置を講じなければならない。

(4) 関連情報の提供準備

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会に提供する物品・サービス等を製造（組立・仕上段階）する施設（当該施設がサプライチェーンのものである場合を含む。）の名称及び所在地について、組織委員会の求めがある場合に提供できるようにしておかなければならない。また、当該施設に関連するその他の情報についても、組織委員会の求めがある場合にできる限りこれを提供できるような体制の準備に努めなければならない。

(5) モニタリングへの協力

サプライヤー及びライセンシーは、組織委員会の求めがある場合、自社における調達コードに関する遵守状況について報告しなければならない。

なお、更なる確認が必要な場合には、組織委員会が指定する第三者による監査の受け入れを求めることがあり、サプライヤー及びライセンシーはこれに応じるものとする。

（ただし、営業秘密に関わるなど正当な理由があると認められる場合及び範囲については、この限りではない。）

(6) 改善措置

サプライヤー及びライセンシーは、自社における調達コードの不遵守があるとして組織委員会から改善を求められた場合、その事項について改善に取り組み、その結果を組織委員会に報告しなければならない。

組織委員会は、サプライヤー及びライセンシーが適切に改善に取り組んでいないと認

められる場合には、契約を解除することができる。

(7) サプライチェーン管理

サプライヤー及びライセンサーは、調達コードを遵守した製造や流通が行われるよう、サプライチェーンに対して調達コード又はこれと同様の調達方針等の遵守を求めるなど、サプライチェーンへの働きかけに努めなければならない。

また、サプライヤー及びライセンサーは、組織委員会がサプライチェーンにおける調達コードに関する遵守状況の確認やサプライチェーンに対する改善要求等を行う必要がある場合にこれに協力しなければならない。

6. 苦情処理システム

今後検討 調達コードの不遵守に関する苦情や指摘があった場合に、これを適正に処理する仕組みを検討する予定。

7. 物品別の個別基準等

以下については、個別の調達基準等を別添において定める。

- ・木材
- ・農産物
- ・畜産物
- ・水産物
- ・(上記以外についても必要に応じて設定する。)

8. その他

組織委員会は、東京都及び政府機関等に対して、本大会関係で調達する物品・サービス等において、調達コードを尊重するよう働きかける。

また、組織委員会は、東京 2020 大会における持続可能性に配慮した調達の取組を通じて、デリバリーパートナーやサプライヤーを含め広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかける。

別添1 用語

本文書における用語の意味は以下のとおりとする。

用語	意味
物品・サービス	工事、建築資材・副資材、設備・備品・消耗品、各種サービス等
ライセンス製品	組織委員会との協定に従い、ライセンシーによって製造される物品
サプライヤー	組織委員会が契約する物品・サービスの提供事業者（1次サプライヤー）
ライセンシー	大会エンブレム等を用いた公式グッズを製造する事業者
デリバリーパートナー	計画策定や大会開催に向けて、財政その他の支援を行う、政府や地方自治体、民間機関
サプライチェーン	原材料の採取を含め、サプライヤー・ライセンシーに供給するまでの製造や流通等の各段階を担う事業者（2次サプライヤー、3次サプライヤーなど）
サプライヤー等	サプライヤー、ライセンシー及びサプライチェーン
調達物品等	組織委員会が調達する物品・サービス及びライセンス製品
製造・流通等	組織委員会への納品・サービス提供またはライセンス製品の販売等までの原材料の採取、製造、流通などのプロセス。（持続可能性の観点からは、原材料採取から廃棄に至るまでのライフサイクル（またはバリューチェーン）全体を通じた視点も重要であるが、調達コードが対象とする範囲の明確化の観点から、組織委員会への納品・サービス提供までとする。）
女性のエンパワメント	女性が自分自身の生活と人生を決定する権利と能力を持ち、さまざまなレベルの意思決定過程に参画し、社会的・経済的・政治的な状況を変えていく力をもつこと。
リプロダクティブヘルス・ライツ	性に関する健康を享受する権利。子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる権利。

農産物の調達基準の検討のポイント（たたき台）

- 対象産品は、生鮮食品（※）としてはどうか。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた農産物に該当するもの：農産物の生鮮食品には米穀、麦類、雑穀、豆類、野菜、果実、その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に凍結したものを含む。）、きのこ類、山菜類及びたけのこが含まれる。

なお、農産物を使った加工食品については、使用される主要な原材料が調達基準を満たしているものを優先的に調達することに努める。

- 持続可能性の観点から、以下の点を求めることとしてはどうか。

①提供される食品の安全・安心を確保するため、農産物の生産に当たり、日本の関係法令等を遵守するとともに適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・農薬の適用作物、使用回数・時期等の使用方法遵守と記録
- ・水源の安全性の確認
- ・作業者が衛生的な状態を保てるよう管理
- ・収穫・調整・選別時の適切な温度管理、汚染・異物混入防止対策

②周辺環境や生態系と調和のとれた農業生産活動により農産物が生産されていること。

【具体的な内容の例】

- ・農薬だけに頼らない病害虫の防除
- ・周辺環境や生態系に影響を与えないような農薬散布方法の採用
- ・土壌診断を踏まえた肥料の過剰施用防止、堆肥等の有機物の施用による適切な土壌管理
- ・廃棄物の適正な処理・利用

③農産物の生産に当たって、作業者の労働安全に十分配慮されていること。

【具体的な内容の例】

- ・安全作業のための服装や保護具の着用及び作業後の保管
- ・表示板設置、定期的な休憩等による作業環境の改善
- ・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管
- ・農薬・燃料等の適切な管理

畜産物の調達基準の検討のポイント（たたき台）

- 対象産品は、生鮮食品（※）としてはどうか。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた畜産物に該当するもの：畜産物の生鮮食品には食肉、乳、食用鳥卵、その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）が含まれる。

なお、畜産物を使った加工食品については、使用される主要な原材料が調達基準を満たしているものを優先的に調達することに努める。

- 持続可能性の観点から、以下の点を求めることとしてはどうか。

①提供される食品の安全・安心を確保するため、畜産物の生産に当たり、日本の関係法令等を遵守するとともに適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・動物用医薬品の適切な使用
- ・安全な飼料の給与

②畜産物の生産に当たって、環境保全のための適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・家畜排せつ物の適切な処理（堆肥化など）及び利用の促進

③畜産物の生産に当たって、作業者の労働安全に十分配慮されていること。

【具体的な内容の例】

- ・安全作業のための服装や保護具の着用及び作業後の保管
- ・機械・器具等の安全装備等の確認、使用前点検、適切な使用及び使用後の整備・保管

④畜産物の生産に当たって、快適性に配慮した家畜の飼養管理のための適切な措置が講じられていること。

【具体的な内容の例】

- ・家畜にとって快適な畜舎環境の確保
- ・十分な量の清潔な飼料及び水の確保

水産物の調達基準の検討のポイント（たたき台）

- 対象産品は、生鮮食品（※）としてはどうか。

※食品表示法に基づく食品表示基準において、生鮮食品として別表第二に掲げられた水産物に該当するもの：水産物の生鮮食品には魚類、貝類、水産動物類、海産ほ乳動物類、海藻類が含まれる（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたもの及び解凍したもの並びに生きたものを含む。）

なお、水産物を使った加工食品については、使用される主要な原材料が調達基準を満たしているものを優先的に調達することに努める。

- 持続可能性の観点から、以下の点を求めることとしてはどうか。

①漁獲又は生産に当たって、漁業関係法令を遵守し、必要な免許、許可等を受けていること。

【具体的な内容の例】

- ・国内法令に基づき、当該漁業を営むために必要な免許、許可等を管理当局（国、地方政府）から受けていること。
- ・（我が国の場合には）漁業法や水産資源保護法、都道府県知事が定める漁業調整規則等に基づく、操業区域、操業期間、漁具・漁法、漁獲量、漁獲物等に係る規制を遵守していること。
- ・国際的な管理が行われている漁業にあつては、地域漁業管理機関の定める資源管理措置を遵守していること。

②天然水産物にあつては、計画的に水産資源の管理が行われている漁業によって漁獲されていること、養殖水産物にあつては、計画的に漁場環境の維持・改善に配慮した養殖業によって生産されていること。

【具体的な内容の例】

- ・資源管理の目標を設定し、それを達成するための措置（漁獲対象とする資源の状況に応じた休漁、体長制限、漁具規制、種苗放流等）を計画的に実施していること。
- ・水質、底質等に養殖漁場環境の改善目標を設定し、それを達成するための措置（漁場環境のモニタリング、餌・医薬品の適正使用、飼育密度、活込数量の制限等）を計画的に実施していること。

③漁獲又は生産に当たって、生態系の保全に配慮されていること。

【具体的な内容の例】

- ・非対象種や小型魚等の混獲を減らすための取組を行っていること。
- ・漁場環境のモニタリングや餌・医薬品を適正に使用していること。